

令和7年度光市認知症カフェ運営事業募集要領

1 趣旨

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、相互交流を図るとともに、専門職による相談・助言等により、認知症の人及びその家族の孤立防止や、地域の理解のもと、認知症の人及びその家族を支える体制づくりを進めることを目的とした、「認知症カフェ」を運営する団体等を募集し、運営に対して一部補助を行います。

2 対象者

市内で認知症カフェを自主的に運営する法人、市民団体その他の団体又は個人であって、下記の全てに該当することが必要です。

- (1) 市内に所在する団体又は住所を有するもの
- (2) 市内において認知症の人及びその家族への支援の活動実績があり、かつ、継続的に認知症カフェの運営をすることが見込まれるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないもの
- (4) 特定の団体又は個人の利益を守り、又は攻撃するものでないもの
- (5) 本事業に関し、当該年度に国、県及び市から他の補助金等の交付を受けていないもの

3 募集件数

7カ所

※予算の範囲内での補助金の交付とし、日常生活圏域調整を行う場合があります。

4 募集期間

令和7年7月23日（水）～8月6日（水）

※上記募集で募集件数に満たない場合は、随時募集します。

5 認知症カフェの要件

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 主な活動内容
 - ア 認知症の人及びその家族等が安心して集い、交流する場の提供と交流の促進を図ること
 - イ 認知症の人及びその家族等からの相談に対する助言を行うこと
 - ウ 認知症に関する光市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供をすること
 - エ 家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取組みを行うこと
 - オ 認知症地域支援推進員または地域包括支援センター職員を含めた運営会議を年1回以上開催すること
- (2) 活動拠点

ア 市民等が利用しやすい場所に開設することとし、10人以上が活動できるスペースであること。

イ 認知症の人及びその家族、地域住民が気軽に参加できるオープンな雰囲気があること

(3) 名称

誰もが参加しやすい名称とすること

(4) 開設頻度・開設時間

毎月1回以上定期的に開催し、1回当たりの活動時間が2時間以上であること

(5) 運営スタッフ

毎回おおむね3人以上とし、そのうち1人以上は医療・介護・福祉等の専門職又はキャラバン・メイト等の研修を受講した者であって、認知症に関する専門知識及び相談・支援等の経験を有する者であること

(6) その他

ア 地域ボランティアの参加を積極的に促進するなど、地域に開かれた場とすること

イ 営利を目的とした活動ではないこと

ウ 認知症の人及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すること

エ 認知症カフェで茶菓・食事等を提供する場合、衛生面に十分配慮すること

6 補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、随時募集による場合は、その交付決定日から令和8年3月31日までとします。

7 補助金額

100円×延べ参加人数（年間上限30,000円）

8 申請手続き

(1) 提出書類等の配布

光市ホームページに掲載するほか、高齢者支援課地域包括支援係窓口（あいぱーく光）で配布します。

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

ア 運営補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業実施計画書（様式第2号）

ウ 認知症カフェの位置図及び写真等

エ 事業収支予算書（様式第3号）

(3) 提出方法

募集期間内（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに高齢者支援課地域包括支援係まで持参または郵送により提出してください。

9 交付決定

提出書類について審査し、審査結果は、9月上旬に各応募団体等へ書面で通知します。
※随時募集による場合は、申請日から1カ月以内に結果を通知します。

10 公表

決定した団体または個人については、光市ホームページにて公表いたします。

11 応募先、問合せ先

光市高齢者支援課 地域包括支援係

〒743-0011 光市光井二丁目2番1号

TEL 0833-74-3002 FAX 0833-74-3071

Eメール houkatsu@city.hikari.lg.jp

12 その他

事業の詳細については、光市認知症カフェ運営補助金交付要綱をご確認ください。